

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	大井町

大井町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	大井町地域振興
所 在 地	神奈川県足柄上郡大井町金子 1 9 9 5
電 話 番 号	0 4 6 5 - 8 5 - 5 0 1 3
F A X 番 号	0 4 6 5 - 8 2 - 3 2 9 5
メールアドレス	shinkou@town.oi.kanagawa.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ、鳥類（カラス、スズメ、ドバト、ムクドリ、キジバト、ヒヨドリをいう）
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	大井町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	カボチャ	287,520円 0.100ha
	小 計	287,520円 0.100ha
ニホンジカ	ダイコン	3,234円 0.000ha
	ニンジン	2,341円 0.000ha
	小 計	5,575円 0.000ha
ハクビシン、タヌキ	トウモロコシ	56,778円 0.020ha
	小 計	56,778円 0.002ha
アナグマ、アライグマ	なし	0円 0ha
		0円 0ha
鳥類	なし	0円 0ha
		0円 0ha
合 計		349,873 円 0.120ha

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

相和地区において年間を通じて被害を及ぼしている。比較的人里近くに生息していることから、里山の荒廃と耕作放棄地の増加に伴って生息域を拡大している。農作物被害においてはカボチャの食害が発生しており、その他の農作物においても被害が発生していると思われるが、被害報告が出てきていない状況である。また、農作物の直接的な食害以外に、採餌による掘り起こしや畦畔の崩壊なども発生している。近年では、市街地にも出没しており、人的被害の発生が懸念される。

（捕獲実績）令和3年度 75頭、令和4年度 44頭、令和5年度 63頭

【ニホンジカ】

相和地区において被害を及ぼしている獣であり、農作物被害においてはダイコンやニンジンの食害が発生している。その他の農作物においても被害が発生していると思われるが、被害報告が出てきていない状況である。また、農地の踏み荒らしや畦畔の崩壊など、被害は年間を通じて発生している。近年では、住宅街に近い場所でも出没が確認されており、交通事故や人身事故の発生や、ヤマビルを運搬することによる農作業やハイキング等での吸血被害も発生しており、捕獲状況からも減少傾向になく、一定数の生息が確認されている。

(捕獲実績) 令和3年度 63頭、令和4年度 63頭、令和5年度 57頭

【ハクビシン・タヌキ】

町内全域に生息しており、トウモロコシなどが食害されている。その他の農作物においても被害が発生していると思われるが、被害報告が出てきていない状況である。空き家や倉庫に棲みつくなど、生活被害も発生している。

ハクビシン

(捕獲実績) 令和3年度 12匹、令和4年度 4匹、令和5年度 8匹

タヌキ

(捕獲実績) 令和3年度 11匹、令和4年度 10匹、令和5年度 12匹

【アナグマ】

相和地域全域に生息しており、主に果樹や野菜、根菜類が食害を受けるとされているが、被害報告が出てきていない状況である。捕獲状況からも一定数の生息が確認されている。

(捕獲実績) 令和3年度 8匹、令和4年度 3匹、令和5年度 6匹

【アライグマ】

相和地区全域に生息しており、主に果樹や野菜が食害を受けるとされているが、被害報告が出てきていない状況である。令和4年度、令和5年度にはそれぞれ2頭捕獲され、町内で一定数の生息が確認されている。

(捕獲実績) 令和3年度 4匹、令和4年度 2匹、令和5年度 2匹

【鳥類】

町内全域で農業被害が発生しており、水稻、トウモロコシ、落花生、ミカン、カキなど幅広い農作物が食害されているほか、野菜苗の定植後の引き抜きによる被害が発生している。

特に、カラスやムクドリについては、家庭ごみの食い荒らしや、住宅街の街路樹等への営巣による糞害など、生活被害も発生している。

(駆除実績) 令和3年度 25羽、令和4年度 17羽、令和5年度 22羽

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
被害金額	349,873 円	210,000 円
被害面積	0.120ha	0.072ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【イノシシ】 町の許可により、有害捕獲を足柄上地区有害鳥獣被害防止対策協議会から依頼を受けた神奈川県猟友会足柄上支部大井支部が駆除活動を実施している。 併せて、神奈川県猟友会足柄上支部大井支部及び農業者で組織する鳥獣被害対策実施隊が、年間を通して捕獲活動を実施している。 町は「わな猟免許」の更新及び新規取得に係る経費に対する各種補助事業をはじめ、大井町鳥獣対策協議会の事務局を担い、くくりわなや箱わなの購入など捕獲機材の整備、わなの見回り軽減のための ICT 通知システムの導入、貸し出しを行っている。	・繁殖力が強く捕獲をしても被害が減らない。 ・耕作放棄地の解消など環境整備が進んでいない。 ・隣接する市町との共同による捕獲体制が必要である。 ・わなの見回りや豚熱感染拡大防止への対応等、捕獲従事者への負担が大きい。
	【ニホンジカ】 県の許可により、有害捕獲を足柄上地区有害鳥獣被害防止対策協議会から依頼を受けた神奈川県猟友会足柄上支部大井支部が駆除活動を実施している。 併せて、神奈川県猟友会足柄上支部大井支部及び農業者で組織	・耕作放棄地の解消など環境整備が進んでいない。 ・わなの見回り等、捕獲従事者への負担が大きい。 ・ヤマビルを運搬することにより、農作業やハイキングでの吸血被害も発生しており、防除や駆除作業が必要である。

	する鳥獣被害対策実施隊が、年間を通して捕獲活動を実施している。 町は「わな猟免許」の更新及び新規取得に係る経費に対する各種補助事業をはじめ、大井町鳥獣対策協議会の事務局を担い、くくりわなや箱わなの購入など捕獲機材の整備、わなの見回り軽減のための ICT 通知システムの導入、貸し出しを行っている。	
	【ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ】 有害鳥獣実施隊と農業者が町の許可により、小動物用小型箱わなを用いて捕獲活動を実施している。 町は小動物用小型箱わなを購入し、貸し出しを行っている。	・空き家が住処とされることが懸念される。 ・農業者等が捕獲後の処分に抵抗がある他、小動物用小型箱わなでの捕獲だけでは限界がある。
	【鳥類】 県及び町の許可により、有害捕獲を足柄上地区有害鳥獣被害防止対策協議会から依頼を受けた神奈川県猟友会足柄上支部大井支部と鳥獣被害対策実施隊が駆除を実施している。	・銃器による捕獲が困難であり、効果的な防除方法が確立されていない。 ・防護ネット等による防護は農業者の負担になっている。
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	【地域獣害防護柵】 受益農地 10a 以上を対象に、防護柵設置に係る材料費の補助を行ってきた。その後、小規模な農地でも活用できるよう、受益面積要件を廃止し、1 か所あたり周囲 50m 以上を対象に防護柵設置に係る材料費の補助を行っている。更に、同一箇所において 1 回限りの制限を廃止し、近年増加している自然災害や経年劣化による破損等で、農作物の被害が防除できないと判断される場合においても対象としている。	・広域柵ではないため、効果が限定的である。 ・防護柵の設置は農業者の負担になっている。

生息環境管理その他の取組	平成29年度から令和元年度において、本町の北東部に位置する高尾地区では、神奈川県「地域ぐるみの鳥獣被害対策重点取組地区」に位置付け、住民による藪刈り、電気柵の設置や設置に伴う改善、集落環境調査や自治会との情報交換を行っている。	・引き続き藪刈り等の環境整備を行っていく必要がある。 ・他の地域でも集落単位の対策が必要である。
--------------	---	---

(5) 今後の取組方針

【集落環境整備】

農業者だけでなく地域住民や鳥獣被害対策実施隊、更には町内事業者等による防除体制を整えるとともに、里山整備、耕作放棄地の解消など、地域ぐるみで野生鳥獣を近づけない環境をつくる。

【捕獲活動】

神奈川県猟友会足柄上支部大井支部と緊密な連携を図り、効果的な捕獲を実施するとともに、神奈川県猟友会足柄上支部大井支部員の増員にむけた支援策として、狩猟免許や銃所持許可証の取得に係る費用を補助する。さらに、農業者や町内事業者等にわな猟免許取得を推進し、わな猟従事者数を増やす。また、捕獲従事者の活動負担軽減に向け、無人航空機（ドローン）やICT捕獲通知システムを効果的に活用する。

【防護対策】

既設の地域獣害防護柵の管理と定期的な修繕を行うとともに、未設置地域での効果的な柵の設置を進める。

【生息調査】

効果的な捕獲活動を行うため、無人飛行航空機（ドローン）を活用し、生息調査等を進める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

神奈川県猟友会足柄上支部大井支部及び農業者で組織する鳥獣被害対策実施隊が捕獲活動に取り組む。

イノシシ及びニホンジカによる地域の被害状況や生息状況等に応じ、銃器またはわなの活用、更にはICTやIoT技術、無人航空機（ドローン）を活用して効果的に捕獲活動を実施する。

ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマなどの小動物の捕獲については、農業者だけでは限界があるものの、引続き小動物用箱わなの貸出しを行い、捕獲に取り組むとともに、地域ぐるみの捕獲体制を検討する。

また、農業者へのわな猟免許取得を推進し、新たな担い手の確保に努め、地域一丸となって捕獲に取り組む。

この際、銃免許を所持する鳥獣被害対策実施隊員には、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃を所持させる。また、鳥獣被害対策実施隊員のうち、対象鳥獣の捕獲に積極的に従事する者を対象鳥獣捕獲員に任命する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、鳥類	・ 狩猟免許取得に対する支援 ・ 捕獲機材の貸出による支援 ・ ICT 捕獲通信システムによる支援 ・ 捕獲補助金による支援 ・ 捕獲知識・技術習得に向けた講習会の開催 ・ 無人航空機による調査、追い払い等
令和8年度	イノシシニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、鳥類	・ 狩猟免許取得に対する支援 ・ 捕獲機材の貸出による支援 ・ ICT 捕獲通信システムによる支援 ・ 捕獲補助金による支援 ・ 捕獲知識・技術習得に向けた講習会の開催 ・ 無人航空機による調査、追い払い等
令和9年度	イノシシニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、鳥類	・ 狩猟免許取得に対する支援 ・ 捕獲機材の貸出による支援 ・ ICT 捕獲通信システムによる支援 ・ 捕獲補助金による支援 ・ 捕獲知識・技術習得に向けた講習会の開催 ・ 無人航空機による調査、追い払い等

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
【ニホンジカ】 神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、生息状況や被害状況を考慮した上

で、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画により捕獲頭数を設定する。

【アライグマ】

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、生息状況を把握した上で、積極的な捕獲に努める。

【イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、鳥類】

出没状況及び被害状況に応じて捕獲頭数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	130	130	130
ニホンジカ	70	70	70
ハクビシン、タヌキ、アナグマ	35	35	35
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
鳥類	30	30	30

※ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定める。

捕獲等の取組内容

神奈川県猟友会足柄上支部大井支部及び農業者で組織する鳥獣被害対策実施隊や町内事業者が、くくりわなや箱わなを用いて有害鳥獣の捕獲に取り組む。捕獲活動期間は、年間を通して農作物被害が発生していることから、一年中とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

【必要性】農作物被害防止のため、イノシシ及びニホンジカの捕獲は、わなでの捕獲に加え、効果的な捕獲のためライフル銃を使用する場合がある。

【捕獲手段】ライフル銃による捕獲

【実施予定期間】令和7年1月～令和10年3月

【捕獲予定場所】大井町内全域（猟銃使用許可範囲内）

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ	4,000m 電気柵、物理柵	4,000m 電気柵、物理柵	4,000m 電気柵、物理柵

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ	上記4(1)の取り組みに対する修繕補助。		
イノシシ ニホンジカ	2回 神奈川県猟友会足柄上支部大井支部による追上げ及び捕獲活動。	2回 神奈川県猟友会足柄上支部大井支部による追上げ及び捕獲活動。	2回 神奈川県猟友会足柄上支部大井支部による追上げ及び捕獲活動。
イノシシ ニホンジカ	ホームページ、広報等による捕獲頭数の周知。(四半期ごと)		
イノシシ ニホンジカ	ホームページ等による出没情報の周知。(随時)		

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、鳥類	野生鳥獣が棲みつかない環境をつくるため、誘引要因となる放棄果樹の除去、農業廃棄物の適正な処分を実施するとともに、地域団体等との協働による里山整備や町の制度を活用した耕作放棄地対策と併せて、他部署との連携による空き家対策に努める。 また、被害防止に関する知識の普及啓発及び技術の向上に努める。
令和8年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、鳥類	野生鳥獣が棲みつかない環境をつくるため、誘引要因となる放棄果樹の除去、農業廃棄物の適正な処分を実施する

		とともに、地域団体等との協働による里山整備や町の制度を活用した耕作放棄地対策と併せて、他部署との連携による空き家対策に努める。 また、被害防止に関する知識の普及啓発及び技術の向上に努める。
令和 9年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、鳥類	野生鳥獣が棲みつかない環境をつくるため、誘引要因となる放棄果樹の除去、農業廃棄物の適正な処分を実施するとともに、地域団体等との協働による里山整備や町の制度を活用した耕作放棄地対策と併せて、他部署との連携による空き家対策に努める。 また、被害防止に関する知識の普及啓発及び技術の向上に努める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大井町地域振興課、生活環境課	関係機関との連絡調整、住民の避難誘導、有害鳥獣捕獲許可
神奈川県警察松田警察署	住民の安全確保
神奈川県猟友会足柄上支部大井支部	有害鳥獣捕獲、追い払いの実施
神奈川県県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	情報の共有
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課平塚駐在事務所（かながわ鳥獣被害対策支援センター）	捕獲・追い払いに伴う技術的助言・指導

(2) 緊急時の連絡体制

大井町地域振興課	→ 神奈川県警察松田警察署管轄駐在
	→ 神奈川県猟友会足柄上支部大井支部
	→ 神奈川県県西地域県政総合センター 環境部環境調整課
	→ 神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課平塚駐 在事務所（かながわ鳥獣被害対策支援センター）
	→ 近隣各市町（必要に応じて）

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、食肉として利活用または埋設による処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ジビエ処理加工施設「あしがらジビエ工房」を共同利用し、食肉としての利活用を図る。
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

広域で整備した「あしがらジビエ工房」では、捕獲従事者自らが処理加工する仕組みで運営しており、施設の利活用とジビエ肉の普及促進に向け、統一した基準の徹底と解体技術向上のための講習会を実施する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

広域で整備した「あしがらジビエ工房」では、捕獲従事者自らが処理加工する仕組みで運営しており、施設の利用とジビエ肉にするための加工工程や解体技術には統一した基準を要する。統一した基準の徹底と解体技術の向上と併せて、解体従事者の確保に向けた講習会を実施する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大井町鳥獣対策協議会
--------	------------

構成機関の名称	役割
大井町地域振興課	協議会事務局 情報収集および提供 被害防止対策支援
かながわ西湘農業協同組合	被害防止対策支援
神奈川県猟友会足柄上支部大井支部	有害鳥獣の捕獲
自治会長	被害防止対策の推進 被害調査等の協力
大井町農業委員会	被害防止支援策

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 平塚駐在事務所（かながわ鳥獣被害対策支援 センター）	対策提案、対策指導 技術支援、情報提供
神奈川県県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	被害状況集計、情報提供
神奈川県農業技術センター足柄地区事務所 普及指導課	有害鳥獣に係る情報の共有
神奈川県警察松田警察署	住民の安全確保
かながわ西湘農業協同組合 大井支店・相和支店	有害鳥獣に係る情報の共有

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年10月に鳥獣被害対策実施隊を設置。 構成員は、神奈川県神奈川県猟友会足柄上支部大井支部に所属し、支部長から推薦を受けた15名及びわな免許を取得した町内の農業者28名（令和6年12月末現在）。 隊には、隊長1名と副隊長が2名いて、首長の指示を受けた隊長の命令のもと、捕獲活動を行う。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

この計画に記載した事項以外の捕獲、防除方法等があれば、関係機関と連携しながら効果的な方法を検討する。